

# ○主に給与所得者の方の例

## 給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収税額通知書

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不労所得	配当	給付	雑	譲渡一時
	給与所得									
	その他の所得計									
			総所得金額①							

課税標準	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当	
	先物取引	

所得控除	雑損		障・寡・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

税額	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
		⑧	
		控除不足額⑨	
		既充当額⑩	
		既納付額⑪	
	差引納付額(⑧-⑩-⑪)		
	変更前税額⑫		
	増減額(⑧-⑫)		
	変更月		

④税額控除前所得割額（市民税）－※調整控除額（例えば1,500円）  
 －税額調整措置の額(所得割の調整額)＝利用料算定の基となる市民税額

裏面も御覧ください。

**【利用料階層区分算定の基となる市民税額について】**  
 利用料階層区分については、「市民税・県民税特別徴収税額通知書」に記載されている市民税額を参照し確認してください。

④税額控除前所得割額（市民税）－※調整控除額－税額調整措置の額(所得割の調整額)  
 （⑤税額控除額の一部）＝利用料算定の基となる市民税額

※⑤税額控除額に含まれる調整控除額および税額調整措置の額(所得割の調整額)の算出方法は通知書裏面をご確認ください。

※通知書の様式は市区町村ごとに異なります。

※利用料は市民税額を基に算定します。県民税額は含まれません。

# ○主に事業をなさっている方の例 (申告をして納税通知書により税金を納めている方)

RESIDENT TAX BILL  
平成 26 年度 市民税・県民税 税額決定 納税 通知書

納税者住所氏名

整理番号  冊番

合計年税額 ①		円
内 訳	給与からの特別徴収税額 (給与から差し引かれる税額) ②	円
	公的年金からの特別徴収税額 (公的年金から差し引かれる税額) ③	円
	普通徴収税額(納付税額) (① - (② + ③)) ④	円

※上記の公的年金からの特別徴収税額③の欄の税額を、公的年金から差し引きます(詳細は2ページをご覧ください)。  
※税率、納付場所等は裏面をご覧ください。

お 問 合 せ 先

郵便番号

横浜市 区役所  
総務部 税務課 市民税担当  
電 話  
F A X

◎普通徴収税額(納付税額)④ ※充当後納付税額を各納期によって納付してください。

納 期	(納付税額)	充 当 額	充当後納付税額	納 期 限
第1期(6月)	円	円	円	平成 26 年 6 月 30 日
第2期(8月)	円	円	円	平成 26 年 9 月 1 日
第3期(10月)	円	円	円	平成 26 年 10 月 31 日
第4期(1月)	円	円	円	平成 27 年 2 月 2 日

### ◎公的年金からの特別徴収税額③に係る項目

徴収月	平成26年度特別徴収税額	平成26年度特別徴収税額
平成26年 4月	円	円
平成26年 6月	円	円
平成26年 8月	円	円
平成26年 10月	円	円
平成26年 12月	円	円
平成27年 2月	円	円
平成26年度特別徴収税額合計(円)		

### 公的年金からの特別徴収税額についてのお知らせ

合計算出所得割額<sup>ア</sup>(市民税) - 調整控除額(市民税)  
 - 税額調整措置の額(所得割の調整額)  
 = 利用料算定の基となる市民税額です。

### ◎合計年税額①の内訳(円)

課税標準額	総所得・山林所得分	分離(事業・雑・譲渡)分	合計算出所得割額 <sup>ア</sup>	税額控除額 <sup>イ</sup>	差引所得割額(ア-イ)	均等割額
市民税算出所得割額			市民税			
県民税算出所得割額			県民税			

### ■税額控除額④の内訳(円)

調整控除額	配当控除額	住宅借入金等特別控除額	寄附金税額控除額	外国税額控除額	所得割の調整額	配当割額及び株式等譲渡所得割控除額
市民税						
県民税						

【利用料階層区分算定の基となる市民税額について】  
 利用料階層区分については、「市民税・県民税税額決定納税通知書」に記載されている市民税額を参照し確認してください。

合計算出所得割額<sup>ア</sup>(市民税) - 調整控除額(市民税)  
 - 税額調整措置の額(所得割の調整額)  
 = 利用料算定の基となる市民税額

※通知書の様式は市区町村ごとに異なります。  
 ※利用料は市民税額を基に算定します。県民税額は含まれません。